

障害福祉サービス事業所 管理者各位

船橋市健康福祉局  
福祉サービス部 障害福祉課長  
福祉サービス部 指導監査課長

令和 3 年度制度改正に伴う就労継続支援事業所、就労移行支援事業所  
における在宅でのサービス利用について

先般、厚生労働省より令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要が発出され、在宅でのサービス利用の要件について、令和 3 年度以降の取扱いが示されました。

つきましては、令和 3 年 4 月 1 日以降も在宅でのサービス利用を継続する場合、利用者・事業所それぞれにおいて以下の所定の手続きを行っていただく必要がありますので、ご留意ください。

また、利用者については支給決定の変更が必要となることから、現在の状況を確認させていただくために、貴事業所へ該当者が通所している場合は、別紙の一覧表に利用者情報を入力のうえ、ご回答いただきますようお願いいたします。

#### 必要な手続き

##### 1 事業所における手続き

運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記する必要がある等、事業運営等における要件を満たす必要がありますので、今後も在宅でのサービス提供を実施する場合は、各指定権者へ運営規程変更の届出を行うようお願いいたします。尚、令和 3 年 4 月サービス提供に向けた船橋市内事業所における事業所体制届出の提出期限については、令和 3 年 4 月初旬ごろに指導監査課より改めてご連絡いたします。（市外事業所は各指定権者までお問い合わせください。）

##### 2 利用者における手続き

サービス等利用計画を在宅でのサービス内容等を反映したものに變更し、障害福祉課へ提出する必要があります。就労継続支援事業所又は就労移行支援事業所においては、計画相談支援事業所と情報共有等連携してご対応いただくとともに、セルフプラン利用者に対しても、本取扱いについてご周知及びプランの變更等のご助力をいただきますようお願いいたします。

回答依頼 ※就労継続支援、就労移行支援事業所のみ対象です。

令和3年4月1日以降も在宅でのサービス利用を希望する利用者が通所している事業所は、別紙の一覧表に利用者情報をご入力いただき、障害福祉課までご回答いただきますようお願いいたします。

回答期限:令和3年3月29日(月)

<お問い合わせ>

本依頼文全般について

船橋市健康福祉局福祉サービス部

障害福祉課計画係

電話：047-436-2307

FAX：047-433-5566

Mail:shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

計画相談支援対象者の

プラン変更について

船橋市健康福祉局福祉サービス部

障害福祉課認定審査係

電話：047-436-2346

FAX：047-436-3602

Mail:shogai-nintei@city.funabashi.lg.jp

セルフプラン対象者の

プラン変更について

船橋市健康福祉局福祉サービス部

障害福祉課相談支援係

電話：047-436-2343

FAX：047-433-5566

Mail:shogai-sodan@city.funabashi.lg.jp

事業所における手続きについて

<市内事業所の場合>

船橋市健康福祉局福祉サービス部

指導監査課第一係(障害福祉担当)

電話：047-436-2425

FAX：047-436-2139

Mail:shogai-shitei@city.funabashi.lg.jp

<市外事業所の場合>

各指定権者へお問い合わせください